



毎月2回10日・25日発行
発行所

川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)

川崎市川崎区宮本町1

電 話 044-200-2062

F A X 044-200-3748

条 例

- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第70号) 137
- ◇川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(第71号) 137
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第72号) 138
- ◇川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例(第73号) 140
- ◇川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第74号) 140
- ◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第75号) 140
- ◇川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第76号) 141
- ◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第77号) 141
- ◇川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例(第78号) 141
- ◇川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(第79号) 141
- ◇川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する条例(第80号) 142
- ◇川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例(第81号) 142
- ◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第82号) 142
- ◇川崎市港湾施設条例の一部を改正す

る条例(第83号) 143

◇川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例(第84号) 143

◇川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例(第85号) 143

◇川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例(第86号) 143

規 則

◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第94号) 144

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第95号) 145

◇川崎市地区まちづくり育成条例施行規則及び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第96号) 145

◇川崎市下水道条例施行規則の一部を改正する規則(第97号) 145

◇川崎市公報発行規則の一部を改正する規則(第98号) 145

◇川崎市保健所事務分掌規則等の一部を改正する規則(第99号) 146

◇川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則(第100号) 153

◇川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(第101号) 153

◇川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第102号) 169

◇川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則(第103号) 172

◇宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(第104号) 172

◇川崎市金銭会計規則の一部を改正す

め、同項各号を削り、同条第19項第1号中アを削り、イをアとし、ウを削り、エをイとし、オを削り、カをウとし、キをエとし、同条中第22項を削り、第23項を第22項とし、第24項から第26項までを1項ずつ繰り上げ、同条第27項第2号中アからエまでを削り、オをアとし、カからクまでをイからエまでとし、同項を同条第26項とし、同条第28項から同条第35項までを1項ずつ繰り上げ、同条第36項第1号中アを次のように改める。

ア 公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する情報
第3条第36項第1号中イからツまでを削り、テをイとし、トをウとし、ナを削り、ニをエとし、ヌをオとし、ネ及びノを削り、ハをカとし、同項を同条第35項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第95号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第92条の3第1項第1号及び第92条の9第1項第1号中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市地区まちづくり育成条例施行規則及び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第96号

川崎市地区まちづくり育成条例施行規則及
び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

(川崎市地区まちづくり育成条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市地区まちづくり育成条例施行規則(平成22年川崎市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第21条第3項第1号中「第18条第2項(同法第87条第1項)」を「第18条第2項若しくは第4項(これらの規定を同法第87条第1項)に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の許可又は同法第15条第1項の協議

(川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第123号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第21条第3項第4号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第97号

川崎市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市下水道条例施行規則(昭和36年川崎市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第98号

川崎市公報発行規則の一部を改正する規則

川崎市公報発行規則(昭和36年川崎市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「登載する事項」の次に「(以下「登載事項」という。))」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。